

議第 65 号

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 5 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

所得税法等の一部改正による給与所得控除の引上げを背景とする、就労収入の増加に伴う介護保険料の増加に対し、保険料の減免の特例及びその申請手続の特例を定めるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例

下呂市介護保険条例（平成16年下呂市条例第104号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>16の2 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p> <p><u>（令和8年度の保険料の減免及びその手続の特例）</u></p> <p>17 <u>第11条第1項の規定にかかわらず、市長は、令和7年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が、第16項又は前項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされたときは、当該第1号被保険者に係る令和8年度分の保険料に限り、これを減免することができる。</u></p> <p>18 <u>前項の規定による保険料の減免については、第11条第2項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>附 則</p> <p>16の2 第1号被保険者の令和8年度における保険料額の算定についての第2条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

【参考資料】

下呂市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

所得税法等の一部改正による給与所得控除の引上げを背景とする、就労収入の増加に伴う介護保険料の増加に対し、保険料の減免の特例及びその申請手続の特例を定めるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 令和7年度において市町村民税が課されていない者であった第1号被保険者等が、附則第16項又は第16項の2の規定により課税されている者とみなされたときは、令和8年度分の保険料に限り、減免することができることとします。

(附則第17項関係)

- (2) 前項の規定による保険料の減免は、申請によらず行うことができるものとします。

(附則第18項関係)

- (3) この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用します。

(附則関係)